

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年8月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：エチオピア 担当：経済基盤開発部
案件名：デジタル地図データ作成能力強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年10月上旬～2016年9月下旬

2 参加要件

海外における地形図作成に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月4日から2013年9月6日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月4日から2013年9月9日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月20日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：9月下旬
- (5) 契約交渉：10月上旬

5 業務の目的

エチオピア国（以下、「エ」国）では2010年から5カ年開発計画（Growth and Transformation Plan(GTP)）が開始され、特に農業、地方開発、工業、インフラなどの発展を重点項目として掲げている。各セクターにおけるプロジェクトの効率的かつ効果的な実施においては、正確な地形図が不可欠であり、関係機関からの需要に応じた地形図の提供が求められている。

「エ」国の国家地図作成機関である財務・経済開発省地図局（EMA）では、1970年代から全国で中縮尺の地形図作成を実施し、国土の85%にわたる範囲の地形図を作成してきた。しかし、作成してきた地形図の約90%がアナログ技術を基に作成したものであり、また、地形図作成にあたって、作業規程や精度管理基準が整っておらず地形図の品質が管理されていない状況であったため、関係機関に必要とされている最新データを反映した正確なデジタル地形図の作成及び提供はできていない。

上記の背景の下、デジタル地形図整備ニーズの一層の高まりにより、デジタル地形図の作業規程整備、作成にかかる技術移転、デジタル地形図データの利活用促進にかかる技術支援が要請され、2013年5月に詳細計画策定調査団を派遣し、エチオピア国オロミア州Mojo及びAdama周辺の地形図整備に関しEMAと協議を行い、開発計画調査型技術協力プロジェクト「デジタル地図データ作成能力強化プロジェクト」にかかるR/Dを2013年8月に署名した。

本プロジェクトは「エ」国オロミア州Mojo及びAdama周辺（約1140km²相当）においてEMAをカウンターパートとし、縮尺1/10,000地形図と縮小編纂による縮尺1/25,000地形図を作成することにより、また地形図作成を通じて、作業規程の整備、地形図作成技術移転、利活用促進を実施することにより、エチオピアのデジタル地形図整備及び各セクターにおけるプロジェクトの効率的かつ効果的な実施に寄与することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務の範囲

- 1) オロミア州Mojo及びAdama周辺（約1140km²相当）における縮尺1/10,000地形図と縮小編纂による縮尺1/25,000地形図の作成
- 2) 上記地形図作成を通じた作業規定整備・地形図作成・利活用に関する技術移転

(2) 業務内容

<第1年次（2013年10月～2014年3月）>

- 1) 作業規程類の作成
測量基準の確認及び見直し
各縮尺の図式規程、作業規程の確認及び見直し
品質管理標準の確認及び見直し
- 2) デジタル地形図作成
以下の業務工程・項目によりデジタル地形図を整備する。
関連資料・情報の収集、整理、分析
仕様協議
既存航空写真画像、デジタル空中三角測量成果の検証
現地調査

< 第2年次（2014年4月～2016年9月）>

1) デジタル地形図作成

以下の業務工程・項目によりデジタル地形図を整備する。

空中三角測量
数値図化・編集
現地補測調査
GIS構造化
地図記号化

2) 技術移転

デジタル地形図作成にかかる次の一連の技術移転を行う。

対空標識設置：標識の形状、サイズ等
航空写真撮影：デジタル航空カメラを利用する撮影計画
標定点測量：平面、高さの標定点の配点計画、GPS測量、水準測量の実施方法と成果のまとめ方
デジタル空中三角測量：ソフトによる実施方法、結果の評価方法
デジタルオルソ：DTM、TINの作成及びオルソの作成
デジタル図化・編集：初期設定、3次元図化、編集
GIS構造化：デジタルデータの位相構造化、フォーマット変換、属性情報の付加
地図記号化：地形図の整飾作成、出力イメージデータ作成

3) デジタル地形図の利活用

4) C/P自身によるデジタル地形図作成のための技術移転及び補助

EMA自身が実施するデジタル地形図作成プロジェクト（以下、EMAプロジェクト）の企画立案補助
EMAプロジェクトにかかる地形図作成技術移転
EMAプロジェクトにかかる実施管理、精度・品質管理に関する技術移転

7 成果品等

< 第1年次（2013年10月～2014年3月）>

- (1) インセプションレポート1（2013年10月上旬）
- (2) プログレスレポート1（2014年3月上旬）

< 第2年次（2014年4月～2016年9月）>

- (1) インセプションレポート2（2014年4月上旬）
- (2) インテリムレポート（2015年4月上旬）
- (3) プログレスレポート2（2015年11月上旬）
- (4) ドラフトファイナルレポート（2016年6月上旬）
- (5) ファイナルレポート（2016年8月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

総括/デジタル地形図整備プロジェクト企画立案（評価対象予定者）
各種作業規程作成（評価対象予定者）
デジタル航空写真撮影計画/デジタル空中三角測量/デジタルオルソフォト（DTMを含む）
対空標識設置/標定点測量・解析計算
現地調査・現地補測
デジタル図化
デジタル編集
GIS記号化
地図記号化
地理空間情報利活用（評価対象予定者）

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 通訳の配置を認める予定
- ・ 2013年5月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のものであり、詳細については変更される場合もあります。